廃棄物の処理方法

Ⅰ　廃棄物処理に関する滞在者への周知方法

|  |
| --- |
| □ 居室に設置する「利用案内書」に、ごみの適切な処理方法について記載　★【英語・中国語・韓国語・その他（　　　　　　）】□ 施設内で滞在者が排出するごみは、居室内のごみ箱に捨て、居室外に持ち出さない旨を、「利用案内書」または室内のわかりやすい場所に表記する　★【英語・中国語・韓国語・その他（　　　　　　）】* 居室内のごみ箱やごみ箱上の壁等に、滞在者に分別などがわかるような表記、イラストによる表示をする

【英語・中国語・韓国語・その他（　　　　　　）】□ その他　　★は必須項目 |

Ⅱ　廃棄物の保管場所（区分方法）及び表示方法（※）

|  |
| --- |
| 保管場所：居住者ごみとの区分方法：　　　　　容器等　：一般廃棄物　　　 　（　　　　）産業廃棄物　　　　 （　　　　　　　）資源化物（紙類）　 （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）資源化物（飲料容器）（）その他　　　　　　 （ ）表示方法： |

* 保管場所の図面又は写真を添付してください。

Ⅲ　廃棄物の収集業者等

|  |  |
| --- | --- |
| 一般廃棄物 | 許可業者が収集（※）　・自社運搬 |
| 再生資源化物 | 許可業者が収集（※）　・再生資源事業者が収集　　・自社運搬 |
| 産業廃棄物 | 許可業者が収集（※）　・自社運搬 |

* 許可業者名については、環境局へ報告してください。